

重要事項説明書

(介護保険・医療保険)

重要事項説明書（介護保険）

当事業所は、ご契約者（以下「利用者」とする。）に対して訪問看護サービスを提供します。厚生労働省令の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービス内容等説明すべき重要事項、ご契約上ご注意いただきたいことは次の通りです。

1. 事業所の概要

（1） 事業目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。

（2） 運営方針

- ①事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市区町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
- ②利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的にサービスを行うこととします。
- ③自らその提供する看護の評価を行い、常にその改善を図り、訪問看護サービスの質の向上に努めます。
- ④訪問看護の提供にあたっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持・回復を図るよう、その人にとって必要且つ妥当・適切に行います。
- ⑤訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑥常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

（3） 事業所の種類 指定訪問看護事業所

（4） 事業所の名称・所在地及び電話番号

事業者名称	サンクスラボエールズ株式会社
所在地	沖縄県那覇市安里 2-4-29 アパートメント国際通り 403
代表者名	代表取締役 村上 卓郎

事業所名称①	サクラ訪問看護ステーション
所在地	沖縄県那覇市安里 2-4-29 アパートメント国際通り 403
電話番号	098-894-3385

事業所名称② サクラ訪問看護ステーション 中部支店
 所在地 沖縄県うるま市字宮里 201-6 マルトクビル 206
 電話番号 098-988-7020

(5) 事業所の職員体制等

那覇事務所	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤4名
中部支店	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤3名 パート1名

(6) 職務内容

管理者 従業者の管理及び訪問看護の利用者申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。又、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令、技術指導等サービス内容の管理を行います。但し、管理上支障がない場合は、他の勤務に従事することができるものとします。

看護職員 訪問看護サービスを実施します。

(7) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日
 営業時間 午前9時00分から午後6時00分
 但し、国民の休日、12月30日から1月3日までを除きます。(応相談)

2. 提供サービス

(1) サービスを提供できる地域

通常業務を行う地域、通常業務を行う地域は、那覇市・浦添市・うるま市・沖縄市及び周辺自治体です。ただし、これ以外は相談に応じます。

(2) 当事業所が提供するサービス

- ①サービスの提供に当たっては、主治医が事業所に交付した訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って【訪問看護計画】を作成し、これに従って訪問看護を実施します。(計画にないサービスは行う事ができませんので、ご了承ください。)
- ②体調や環境の急変による、サービス内容の変更をご希望の場合、或いは看護師がそのように判断した場合訪問看護計画を変更する場合があります。
- ③利用者は訪問看護サービスに必要な備品・物品・消耗品(電気・ガス・水道・電話を含む)を無償で提供する事を承諾するものとします。
- ④ご利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師

会、関係区市町村等関係機関に調整を求め対応します。

- ⑤訪問看護の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に定めるものとします。但し、医療保険適用となる場合を除きます。
- ⑥療養上の世話として、清拭・洗髪等による清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等の日常生活への支援を行います。
- ⑦医師の診療の補助業務として、褥瘡・その他外傷や手術創等の創傷処置、医師の指示に基づく与薬（注射、点滴等）、留置カテーテルや人工肛門・膀胱瘻・腎瘻等の管理を含む医療処置を行います。
- ⑧機能の維持・回復、拘縮予防のためのリハビリテーション業務を行います。
- ⑨家族への支援として、利用者の療養上の相談・助言を行い、介護負担軽減のための相談に応じます。
- ⑩サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で実施します。

（３）利用者負担金

- ①サービス利用料金は、介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額とします。
- ②介護保険利用で居宅サービス計画（ケアプラン）に基づく訪問看護を利用する場合、利用金額の１割、２割及び３割が利用者の負担になります。但し、サービス利用料金が介護保険制度上の限度額を超えた場合、限度額を超えた分の料金は自己負担となります。
- ③介護保険適応外のサービスとなる場合は、全額利用者の自己負担となります。
※介護保険適応外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成する際に介護支援専門員からの説明の上で利用者の同意を得て行います。
- ④利用料金の支払方法は、銀行振込のみとなります。サービス利用月の料金の請求書を翌月の１０日までに利用者宛に発行します。サービス利用料金は、サービス利用月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までにお支払いください。なお、お支払いに係る手数料はご契約者様の負担となります。
- ⑤サービス従事者が利用者宅を訪問する際の交通費については、サービス提供地域にお住まい場合は無料とさせていただきます。その他の地域にお住まいの場合は実費をいただきます。
公共交通機関、タクシーを利用した際はその実費分

（４）秘密保持について

- ①当事業所は、知り得た情報を善良なる管理者の責任をもって管理・保持するとともに、利用者との合意の目的以外に使用しないものとします。
- ②当事業所は、利用者の同意がない限り、本契約にかかわる利用者の機密情報を第三者に開示することはありません。
- ③当事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報の取り扱いを行うものとする。

３．事故時の対応

（１）事故時の対応

- ①サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族への連絡・報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当社加入の賠償責任保

険の規定により、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

4. サービス提供のキャンセル・苦情について

(1) サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日の17時までにご連絡下さい。土日祝祭日は事業所が休日となりますので、休日の次の日のキャンセルは休前日17時までにお申し出下さい。以降は当日キャンセルとなります。連絡を頂けず看護職員が訪問した場合には、利用料の全額を頂く事となります。尚、キャンセルの為の日程の変更は出来かねる場合があります。

当日、前日の連絡の場合は、キャンセル料金として下記の料金を、介護支援専門員に相談・了承の上、自費請求させていただきます。やむを得ない場合(病状の変化による突然の入院や入所など)キャンセル料はいただきません。

①当日の連絡：利用料の全額

②連絡なし：利用料の全額

(2) 提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等については、管理者もしくは担当看護師が窓口となり対応します。

(3) 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(4) その他、お住まいの市役所及び町役場、沖縄県国民健康保険連合会においても苦情申し立て等ができます。

那覇市役所 福祉部 チャーがんじゅう課	那覇市泉崎1丁目1番1号 市庁舎2階 電話番号：098-862-9010
豊見城市役所 福祉部 社会福祉課	豊見城市宜保1丁目1-1 電話番号：098-850-0141
浦添市役所 福祉健康部 障害福祉課	浦添市安波茶1丁目1番1号 電話番号：098-876-1234
宜野湾市役所 福祉推進部	宜野湾市野嵩1-1-1 電話番号：098-893-4427
北谷町役場 地域福祉課	中頭郡北谷町桑江226番地 電話番号：098-936-1234
沖縄市役所 健康福祉部 ちゅいしいじい課	沖縄市仲宗根町26-1 1階 電話番号：098-939-1212
北中城村役場 福祉課 社会福祉係	中頭郡北中城村字喜舎場426-2 第二庁舎2階 電話番号：098-935-2263

中城村役場 福祉課	中頭郡中城村字当間 585-1 電話番号：098-895-1738
うるま市役所 障がい福祉課	うるま市みどり町 1丁目 1-1 東棟 1階 電話番号：098-973-5452
与那原市役所 福祉課	島尻郡与那原町字上与那原 16 電話番号：098-945-1525
沖縄県国民健康保険団体連合会：介護サービス苦 情処理相談室	那覇市西 3丁目 14番 18号 電話番号：098-860-9026
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会：福祉サー ビスの利用者と提供事業者の苦情相談	那覇市首里石嶺町 4-373- 沖縄県総合福祉センター東棟 2階 電話番号：098-882-5704
沖縄県介護保険広域連合 業務課給付係	読谷村比謝町 55番地複合施設 2階 電話番号：098-911-7501

5. その他

(1) その他運営についての留意事項

- ①当事業所は社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備するものとします。
- ②職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。尚、退職後も同様とします。
- ③利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。
- ④訪問看護サービスに関する指示、命令は全て事業所責任者が行います。但し責任者は利用者の事情、意向に配慮いたします。
- ⑤担当訪問看護員の選任、変更は事業所が行い、利用者からの指名はできません。尚、事業所の都合により担当訪問看護員を変更する場合は、事前にご連絡し、配慮いたします。
- ⑥利用者か担当訪問看護員の変更を希望する場合（業務上不適切と思われる事由）、その理由を事業所までお申し出ください。尚、業務上の不適切と判断される事由がない場合、変更をいたしかねる場合があります。
- ⑦訪問予定時間は、交通事故及びトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。
 - (1) 災害や悪天候、交通機関の麻痺などによっては、サービスを中止させていただく事もあります。
 - (2) 災害時には通信機能が麻痺し、連絡が取れない事も考えられます。その際はご容赦ください。
- ⑧サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため次の事項にご留意ください。
 - (1) 現金、貴重品は室内に放置せず、保管、管理をしていただくようお願い致します。
 - (2) サービス従事者に対する贈り物や、飲食のご配慮はご遠慮させていただきます。

(3) 訪問看護員に対する宗教活動や物品販売の勧誘は、堅くお断りいたします。

(2) 衛生管理

- ①事業者は訪問看護及び予防訪問看護のサービスの実施にあたって、衛生的な管理を努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ②新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ・MRSA・結核等の感染症が認められた場合及び疑いが認められる場合は、感染症蔓延防止に努め、適切な措置を講じます。必要に応じ保健所等の助言・指導を求めるものとします。尚、治癒するまでの期間をサービスのご利用をお断りさせて頂く場合があります。
- ③利用者及びご家族は、感染症及び体調の変化を事業所への報告を義務とします。
- ④利用者が疾病・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調の悪化がみられる場合は、サービスの変更又は中止とする場合があります。

(3) 社会情勢及び天災に関する事象

- ①社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。
- ②社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

(4) 個人情報の取り扱い

利用者の個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報使用同意書」に定めたとおり取り扱います。

(5) 高齢者虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ②居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(6) 利用者負担額

要介護	20分未満		30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 1時間30分未満	
	利用料		利用料		利用料		利用料	
昼間	利用料	3,130円	利用料	4,700円	利用料	8,210円	利用料	11,250円
	1割	313円	1割	470円	1割	821円	1割	1,125円
	2割	626円	2割	940円	2割	1,642円	2割	2,250円
	3割	939円	3割	1,410円	3割	2,463円	3割	3,375円
早朝/夜間 (25%増)	利用料	3,910円	利用料	5,880円	利用料	10,260円	利用料	14,060円
	1割	391円	1割	588円	1割	1,026円	1割	1,406円
	2割	782円	2割	1,176円	2割	2,052円	2割	2,812円
	3割	1,173円	3割	1,764円	3割	3,078円	3割	4,218円
深夜 (50%増)	利用料	4,700円	利用料	7,050円	利用料	12,320円	利用料	16,880円
	1割	470円	1割	705円	1割	1,232円	1割	1,688円
	2割	940円	2割	1,410円	2割	2,464円	2割	3,376円
	3割	1,410円	3割	2,115円	3割	3,696円	3割	5,064円

要支援	20分未満		30分未満		30分以上 60分未満		60分以上 1時間30分未満	
	利用料		利用料		利用料		利用料	
昼間	利用料	3,020円	利用料	4,500円	利用料	7,920円	利用料	10,870円
	1割	302円	1割	450円	1割	792円	1割	1,087円
	2割	604円	2割	900円	2割	1,584円	2割	2,174円
	3割	906円	3割	1,350円	3割	2,376円	3割	3,261円
早朝/夜間 (25%増)	利用料	3,775円	利用料	5,630円	利用料	9,900円	利用料	13,588円
	1割	378円	1割	563円	1割	990円	1割	1,359円
	2割	756円	2割	1,126円	2割	1,980円	2割	2,718円
	3割	1,134円	3割	1,689円	3割	2,970円	3割	4,077円
深夜 (50%増)	利用料	4,530円	利用料	6,750円	利用料	11,880円	利用料	16,305円
	1割	453円	1割	675円	1割	1,188円	1割	1,631円
	2割	906円	2割	1,350円	2割	2,376円	2割	3,262円
	3割	1,359円	3割	2,025円	3割	3,564円	3割	4,893円

重要事項説明書（医療保険）

当事業所は、ご契約者（以下「利用者」とする。）に対して訪問看護サービスを提供します。厚生労働省令の規定に基づき、事業所の概要や提供されるサービス内容等説明すべき重要事項、ご契約上ご注意いただきたいことは次の通りです。

1. 事業所の概要

（1） 事業目的

継続的な医療処置を要する、又は要介護状態にある利用者、心身の機能の維持・回復を目指すとともに、医療処置を提供、又は、居宅での療養生活を支援し、その人の能力に応じて可能な限り自立した、その人らしい生活を営むことができるよう適切な看護を提供することを目的とします。

（2） 運営方針

- ①事業所は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市区町村や事業所、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
- ②利用者の要介護状態の軽減を図るとともに、その状態の悪化防止や介護状態となることの予防に資するよう、生活上の目的を設定し、計画的にサービスを行うこととします。
- ③自らその提供する看護の評価を行い、常にその改善を図り、訪問看護サービスの質の向上に努めます。
- ④訪問看護の提供にあたっては、主治医や介護支援専門員等との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持・回復を図るよう、その人にとって必要且つ妥当・適切に行います。
- ⑤訪問看護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、生活上の必要な事項について理解しやすいように助言又は説明を行います。
- ⑥常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境などの的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

（3） 事業所の種類 指定訪問看護事業所

（4） 事業所の名称・所在地及び電話番号

事業者名称	サンクスラボエールズ株式会社
所在地	那覇市久米2丁目3-14 セゾン久米ビル 5階
代表者名	代表取締役 村上 卓郎

事業所名称①	サクラ訪問看護ステーション
所在地	沖縄県那覇市安里 2-4-29 アパートメント国際通り 403
電話番号	098-894-3385

事業所名称② サクラ訪問看護ステーション 中部支店
 所在地 沖縄県うるま市字宮里 201-6 マルトクビル 206
 電話番号 098-988-7020

(5) 事業所の職員体制等

那覇事務所	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤4名
中部支店	サービス種類、業務	人員
管理者	管理業務・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	常勤3名 パート1名

(6) 職務内容

管理者 従業者の管理及び訪問看護の利用者申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。又、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令、技術指導等サービス内容の管理を行います。但し、管理上支障がない場合は、他の勤務に従事することができるものとします。

看護職員 訪問看護サービスを実施します。

(7) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日
 営業時間 午前9時00分から午後18時00分
 但し、国民の休日、12月30日から1月3日までを除きます。(応相談)

2. 提供サービス

(1) サービスを提供できる地域

通常業務を行う地域は、通常業務を行う地域は、那覇市・浦添市・うるま市・沖縄市及び周辺自治体です。ただし、これ以外は相談に応じます。

(2) 当事業所が提供するサービス

- ①サービスの提供に当たっては、主治医が事業所に交付した訪問看護指示書に伴い居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って【訪問看護計画】を作成し、これに従って訪問看護を実施します。(計画にないサービスは行う事ができませんので、ご了承ください。)
- ②体調や環境の急変による、サービス内容の変更をご希望の場合、或いは看護師がそのように判断した場合訪問看護計画を変更する場合があります。
- ③利用者は訪問看護サービスに必要な備品・物品・消耗品(電気・ガス・水道・電話を含む)を無償で提

供する事を承諾するものとします。

- ④ご利用者に主治医がない場合は、事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、関係区市町村等関係機関に調整を求め対応します。
- ⑤訪問看護の利用時間及び利用回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に定めるものとします。但し、医療保険適用となる場合を除きます。
- ⑥療養上の世話として、清拭・洗髪等による清潔の管理・援助、食事（栄養）及び排泄等の日常生活への支援を行います。
- ⑦医師の診療の補助業務として、褥瘡・その他外傷や手術創等の創傷処置、医師の指示に基づく与薬（注射、点滴等）、留置カテーテルや人工肛門・膀胱瘻・腎瘻等の管理を含む医療処置を行います。
- ⑧機能の維持・回復、拘縮予防のためのリハビリテーション業務を行います。
- ⑨家族への支援として、利用者の療養上の相談・助言を行い、介護負担軽減のための相談に応じます。
- ⑩サービス内容の詳細については、利用者の希望を確認した上で実施します。

（３）利用者負担金

- ①サービス利用料金は、医療保険の法定金利に基づく額とし、診療報酬の改定に伴い改訂します。
- ②医療保険適応外のサービスとなる場合は、全額利用者の自己負担となります。
- ③利用料金の支払方法は、銀行振込のみとなります。サービス利用月の料金の請求書を翌月の１０日までに利用者宛に発行します。サービス利用料金は、サービス利用月の翌月末日（銀行休業日の場合は前営業日）までにお支払いください。なお、お支払いに係る手数料はご契約者様の負担となります。
- ④サービス従事者が利用者宅を訪問する際の交通費については、サービス提供地域にお住まい場合は無料とさせていただきます。

（４）秘密保持について

- ①当事業所は、知り得た情報を善良なる管理者の責任をもって管理・保持するとともに、利用者との合意の目的以外に使用しないものとします。
- ②当事業所は、利用者の同意がない限り、本契約にかかわる利用者の機密情報を第三者に開示することはありません。
- ③当事業所は、個人情報保護法に準拠し、個人情報の取り扱いを行うものとする。

３．事故時の対応

（１） 事故時の対応

- ①サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者家族への連絡・報告を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②サービスの提供に当たって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、当社加入の賠償責任保険の規定により、その損害を賠償します。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

４．サービス提供のキャンセル・苦情について

- （１）サービス提供のキャンセル・時間変更はサービス提供前日の１７時までにご連絡下さい。土日祝祭

日は事業所が休日となりますので、休日の次の日のキャンセルは休前日 17 時までにお申し出下さい。以降は当日キャンセルとなります。連絡を頂けず看護職員が訪問した場合には、利用料の全額を頂く事となります。尚、キャンセルの為の日程の変更は出来かねる場合があります。

当日、前日の連絡の場合は、キャンセル料金として下記の料金を、自費請求させていただきます。やむを得ない場合（病状の変化による突然の入院や入所など）キャンセル料はいただきません。

①当日の連絡：利用料の全額

②連絡なし：利用料の全額

(2) 提供への苦情やサービス内容、曜日の変更、訪問の中止等については、管理者もしくは担当看護師が窓口となり対応します。

(3) 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(4) その他、お住まいの市役所及び町役場、沖縄県国民健康保険連合会においても苦情申し立て等ができます。

那覇市役所 福祉部 チャーがんじゅう課	那覇市泉崎1丁目1番1号 市庁舎2階 電話番号：098-862-9010
豊見城市役所 福祉部 社会福祉課	豊見城市宜保1丁目1-1 電話番号：098-850-0141
浦添市役所 福祉健康部 障害福祉課	浦添市安波茶1丁目1番1号 電話番号：098-876-1234
宜野湾市役所 福祉推進部	宜野湾市野嵩1-1-1 電話番号：098-893-4427
北谷町役場 地域福祉課	中頭郡北谷町桑江226番地 電話番号：098-936-1234
沖縄市役所 健康福祉部 ちゅいしいじい課	沖縄市仲宗根町26-1 1階 電話番号：098-939-1212
北中城村役場 福祉課 社会福祉係	中頭郡北中城村字喜舎場426-2 第二庁舎2階 電話番号：098-935-2263
中城村役場 福祉課	中頭郡中城村字当間585-1 電話番号：098-895-1738
うるま市役所 障がい福祉課	うるま市みどり町1丁目1-1 東棟1階 電話番号：098-973-5452
与那原市役所 福祉課	島尻郡与那原町字上与那原16 電話番号：098-945-1525
沖縄県国民健康保険団体連合会：介護サービス苦情処理相談室	那覇市西3丁目14番18号 電話：098-860-9026
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会：福祉サービスの利用者と提供事業者の苦情相談	那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター東棟2階 電話番号：098-882-5704

沖縄県介護保険広域連合 業務課給付係	読谷村比謝町 55 番地複合施設 2 階 電話番号：098-911-7501
-----------------------	---

5. その他

(1) その他運営についての留意事項

- ①当事業所は社会的使命を十分認識し、職員の資質の向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備するものとします。
- ②職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。尚、退職後も同様とします。
- ③利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管します。
- ④訪問看護サービスに関する指示、命令は全て事業所責任者が行います。但し責任者は利用者の事情、意向に配慮いたします。
- ⑤担当訪問看護員の選任、変更は事業所が行い、利用者からの指名はできません。尚、事業所の都合により担当訪問看護員を変更する場合は、事前にご連絡し、配慮いたします。
- ⑥利用者か担当訪問看護員の変更を希望する場合（業務上不適切と思われる事由）、その理由を事業所までお申し出ください。尚、業務上の不適切と判断される事由がない場合、変更をいたしかねる場合があります。
- ⑦訪問予定時間は、交通事故及びトラブルを避けるために次の事項にご留意ください。
 - (1) 災害や悪天候、交通機関の麻痺などによっては、サービスを中止させていただく事もあります。
 - (2) 災害時には通信機能が麻痺し、連絡が取れない事も考えられます。その際にご容赦ください。
- ⑧サービス提供の際の事故及びトラブルを避けるため次の事項にご留意ください。
 - (1) 現金、貴重品は室内に放置せず、保管、管理をしていただくようお願い致します。
 - (2) サービス従事者に対する贈り物や、飲食のご配慮はご遠慮させていただきます。
 - (3) 訪問看護員に対する宗教活動や物品販売の勧誘は、堅くお断りいたします。

(2) 衛生管理

- ①事業者は訪問看護及び予防訪問看護のサービスの実施にあたって、衛生的な管理を努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- ②新型コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ・MRSA・結核等の感染症が認められた場合及び疑いが認められる場合は、感染症蔓延防止に努め、適切な措置を講じます。必要に応じ保健所等の助言・指導を求めるものとします。尚、治癒するまでの期間をサービスのご利用をお断りさせて頂く場合があります。
- ③利用者及びご家族は、感染症及び体調の変化を事業所への報告を義務とします。
- ④利用者が疾病・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調の悪化がみられる場合は、サービスの変更又は中止とする場合があります。

(3) 社会情勢及び天災に関する事象

- ①社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が難しい場

合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。

②社会情勢の急激な変化、地震、風雪水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を当事業所は負わないものとします。

(4) 個人情報の取り扱い

利用者の個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報使用同意書」に定めたとおり取り扱います。

(5) 高齢者虐待防止

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。

②居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

③従業員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業員が利用者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(6) 利用者負担額

項目		料金	利用者負担				
			1割	2割	3割		
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円	
		准	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
	週4日以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円	
		准	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
訪問看護基本療養費Ⅱ 同日3名以上(同一建物居住者)	週3日まで		2,780円	278円	556円	834円	
		准	2,530円	253円	506円	759円	
	週4日以降		3,280円	328円	656円	984円	
		准	3,030円	303円	606円	909円	
訪問看護基本療養費Ⅲ (入院中の外泊時における訪問)	1日につき		8,500円	850円	1,700円	2,550円	
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
			准	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
			准	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以降	30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
			准	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
			准	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者)	週3日まで	30分以上		5,550円	555円	1,110円	1,665円
			准	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満		4,250円	425円	850円	1,275円
			准	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以降	30分以上		6,550円	655円	1,310円	1,965円
			准	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満		5,100円	510円	1,020円	1,530円
			准	4,720円	472円	944円	1,416円
精神科訪問看護基本療養費Ⅳ (入院中の外泊時における訪問)	※入院中1回限り ※入院中2回算定可		8,500円	850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費	月の初日		7,440円	744円	1,488円	2,232円	

	月の2日目以降(1日につき)	3,000円	300円	600円	900円
--	----------------	--------	------	------	------

複数名訪問看護加算	①看護師2人	4,500円	450円	900円	1,350円	
	①②は週1回	②看護師と准看護師	3,800円	380円	760円	1,140円
	③は週3～7日まで ※条件により異なる	③看護職員と看護補助者	3,000円	300円	600円	900円
			1日に2回	6,000円	600円	1,200円
	1日に3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	
複数名精神科訪問看護加算	①看護師2人	1日に1回	4,500円	450円	900円	
		1日に2回	9,000円	900円	1,800円	
	1日に3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円	
	②看護師と准看護師	1日に1回	3,800円	380円	760円	
		1日に2回	7,600円	760円	1,520円	
	1日に3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円	
	③看護職員と看護補助者	3,000円	300円	600円	900円	
	週1日を限度					
退院時共同加算	初日の訪問日に加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
※入院・入所中に主治医と連携し在						

宅療養について指導を行った場合					
退院支援指導加算	退院日翌日以降	6,000円	600円	1,200円	1,800円